



28生畜第1483号

28政統第1858号

平成29年3月24日

東北農政局生産部長 殿

関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部飼料課長

政策統括官付穀物課長

「平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて」の一部改正について

貴局管内関係県においては、「平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて」（平成28年3月25日付け27生畜第1974号、27政統第874号、農林水産省生産局畜産部飼料課長、政策統括官付穀物課長連名通知。以下「モニタリング通知」という。）に基づき、飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の判断を行っていただくとともに、永年生牧草地については、「永年生牧草地の除染に当たっての留意事項について」（平成25年4月1日付け24生畜第2709号（平成28年6月28日付け28生畜第476号一部改正）農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、除染の推進に御尽力いただいているところです。

この度、平成28年産の飼料作物等のモニタリング調査の結果及び食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域御の設定・解除の考え方」（原子力対策本部）に基づく平成28年産米の放射性セシウムの検査結果並びに平成28年度までの永年生牧草地の除染の実施状況等を踏まえ、モニタリング通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、貴局管内関係県への指導をお願いします。